

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準等の見直しについて

平成 24 年 1 月 10 日
水・大気環境課

はじめに

平成 21 年 11 月、1,1-ジクロロエチレン等に係る水質環境基準及び地下水環境基準が改正され、さらに、平成 23 年 11 月には水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく 1,1-ジクロロエチレンの排水基準が改正された。

また、平成 22 年 9 月、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（環境省通知。以下「指針」という。）が改正された。

これらの排水規制の改正を受け、今回、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（以下「上乘せ条例」という。）及び福島県生活環境の保全等に関する条例（以下「生環条例」という。）を見直すものとする。

第 1 法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の見直しについて

1 1,1-ジクロロエチレンの一律排水基準

(1) 法に基づく排水基準の設定状況

ア 排水規制

法に基づく排水基準は、公共用水域の環境基準を達成・維持するため、特定事業場からの排水中の汚染物質を全国一律の濃度基準（以下「一律排水基準」という。）で規制することを目的として、昭和 46 年、排水基準を定める省令（以下「省令」という。）により、一律排水基準が設定されている。

イ 対象項目

- (ア) 生活環境に係る物質 15 項目（化学的酸素要求量等）
- (イ) 人の健康に係る物質 27 項目（有害物質）

ウ 1,1-ジクロロエチレンの一律排水基準等

1,1-ジクロロエチレンについては、平成 5 年 3 月に水質環境基準項目に設定された後、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、平成 6 年 2 月、法に基づく排水規制の項目として有害物質に追加され、当該項目の排水基準は、河川水等により 10 倍程度に希釈される従来の考え方の踏襲により、水質環境基準（0.02mg/L）の 10 倍値である 0.2mg/L に設定された。

また、地下水の水質の浄化措置命令に関する当該項目の浄化基準については、他の有害物質と同様、一定の検定方法により検出されるものとして、地下水環境基準と同じ値である 0.02mg/L が設定された。

(2) 1,1-ジクロロエチレンの一律排水基準の改正

ア 改正の背景

1,1-ジクロロエチレンについては、WHO飲料水水質ガイドライン及び水道水質基準の改定を受け、新たな毒性評価が行われたことにより、平成21年11月に当該項目の水質環境基準及び地下水環境基準（以下「環境基準」という。）が0.02mg/Lから0.1mg/Lへ変更された。

イ 新たな一律排水基準等

有害物質に係る排水基準については、前述の環境基準の10倍値の考え方に基づいていることから、1,1-ジクロロエチレンについても、水質環境基準（0.1mg/L）の10倍値である1mg/Lに設定された。

また、当該物質の浄化基準については、地下水環境基準と同じ値である0.1mg/Lに設定された。（いずれも平成23年10月28日公布、同年11月1日施行）

2 上乗せ条例に基づく排水基準

(1) 上乗せ条例に基づく排水基準の設定状況

ア 設定の背景

法に基づく一律排水基準は、最低限の許容濃度として定められていることから、法第3条第3項では、都道府県知事が地域の実情に応じて一律排水基準よりも厳しい基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を定めることができる旨を規定している。本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、昭和50年に上乗せ条例を制定し、特定事業場からの排水の排出を制限している。

イ 設定の区分

法対象事業場に対し、項目、水域、業種及び排水量ごとに上乗せ排水基準を設定している。

ウ 水道の水質保全のための排水の排出の制限

公共用水域又は地下水を水源とする水道の水質保全を図る観点から、人の健康に係る物質（有害物質）については、生環条例に基づき指定された「特別排水規制水域」又は「地下水水質保全特別区域」（以下、「特別水域等」という。）に適用する排水基準（以下「特別排水基準」という。）として、法に基づく地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準（概ね一律排水基準の10分の1であって、地下水環境基準と同じ値。以下「浄化基準」という。）を考慮し、設定している。現在、特別水域等の指定はない。

(2) 上乗せ条例における1,1-ジクロロエチレンの特別排水基準

1,1-ジクロロエチレンについては、特別排水基準として、改正前の浄化基準及び環境基準と同じ値である0.02mg/Lが設定されている。

3 上乗せ条例における1,1-ジクロロエチレンの特別排水基準の見直しの必要性

法に基づく1,1-ジクロロエチレンの一律排水基準が改正されたことから、従前の上乗せ条例の考え方を踏襲し、及び法に基づく一律排水基準の適用の考え方と整合を図り、

当該項目の特別排水基準を定めることが適切である。

4 上乗せ条例における1,1-ジクロロエチレンの特別排水基準の改正案

1,1-ジクロロエチレンの特別排水基準については、改正後の浄化基準及び環境基準と同じ値である0.1mg/Lに改める。

【1,1-ジクロロエチレンの規制状況】

(単位：mg/L)

浄化基準 環境基準	一律排水基準 (省令)	特別排水基準 (上乗せ条例)
0.02 → 0.1 (平成21年11月)	0.2 → 1 (平成23年11月)	0.02 → <u>0.1</u> (改正案)

5 上乗せ条例の改正に伴う関係事業場への影響

現在、特別水域等の指定はなく、さらに基準を厳しくするものではないため、関係事業場による対応（排水処理施設の整備等）は不要と考えられる。

第2 生環条例第29条第1項に基づく排水指定事業場排水基準等の見直しについて

1 生環条例に基づく排水基準

(1) 対象事業場等

本県では、公害の防止と生活環境の保全等の推進を目的として、平成8年に生還条例を制定し、12の業種及び施設を設置する工場・事業場（ゴルフ場等）を排水指定事業場として規定した。

また、排水指定事業場に対しては、生環条例に基づく排水基準（以下「排水指定事業場排水基準」という。）を定め、公共用水域への排出水の排出等を制限している。

(2) 排水指定事業場排水基準の対象項目

ア 生活環境に係る物質 18項目（法の対象項目の他、生環条例で定める3項目）

イ 人の健康に係る物質

(ア) 法定有害物質 27項目（法で対象とする有害物質と同様のもの）

(イ) 法定外有害物質 43項目（指針の対象農薬を基に定めるもの）

(3) 排水規制等の内容

ア 排水規制の水域の区分

排水指定事業場排水基準のうち、人の健康に係る物質（法定有害物質及び法定外有害物質）については、対象区域を「特別排水規制水域」又は「その他の水域」に区分し、「特別排水規制水域」においては、公共用水域を水源とする水道の水質保全のため、「その他の水域」における基準より厳しい排水指定事業場排水基準を設定している。

イ 排水指定事業場排水基準（法定有害物質及び法定外有害物質）の考え方

(ア) 法定有害物質

「その他の水域」における基準を法に基づく有害物質の一律排水基準と概ね同じ値とし、「特別排水規制水域」については、概ねその10分の1の値としている。

(イ) 法定外有害物質

「その他の水域」における基準を指針に基づく農薬の指針値と同じ値とし、「特別排水規制水域」については、その10分の1の値としている。

ウ 地下浸透規制

排水指定事業場からの地下浸透水については、人の健康に係る物質（法定有害物質及び法定外有害物質）を含むものとして定める要件（以下「地下浸透要件」という。）として、当該物質の検定方法及び当該方法による数値（検出下限値）の設定により、浸透を制限している。これらの設定の当たっては、法及び指針に基づく検定方法との整合を図ることにより定めている。

2 指針に基づく農薬の排水規制

(1) 制定等の背景

平成2年に環境省では、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図ることを目的として、指針を定め、また、ゴルフ場における農薬の適正な使用や削減等について、水質保全の面から指導する際の排水口において遵守すべき農薬濃度の指針値（以下「指針値」という。）を設定した。

また、指針で対象とする農薬は、ゴルフ場で使用されている農薬の中から全国的にみて主要なものについて、現在得られている知見等を基に、人の健康に関する視点を考慮して選定されており、平成13年までに次の追加等がなされた。

平成 3年 9農薬追加（計30農薬）

平成 4年 1農薬指針値改正

平成 9年 5農薬追加（計35農薬）

平成13年 10農薬追加（計45農薬）

(2) 指針の新たな見直し

指針値を設定してから平成13年までに8年が経過し、その間に新規農薬の登録、登録農薬の失効等があり、ゴルフ場において使用される農薬も変化していることから、環境省では、平成22年9月に指針値を見直し、次のとおり改正した。この改正により、指針に基づく農薬は72農薬となった。

ア 指針値の設定 29農薬（アセタミプリド等）

イ 指針値の変更 18農薬（アセフェート等）

ウ 対象農薬の削除 2農薬（イソフェンフォス、メチルダイムロン）

3 排水指定事業場排水基準等の見直しの必要性

(1) 法定有害物質（1,1-ジクロロエチレン）の排水指定事業場排水基準等

第1の1(2)のとおり、省令の改正により、法に基づく1,1-ジクロロエチレンの一律排水基準が改正されたことから、従前の生環条例の考え方を踏襲し、及び法に基づく一律排水基準の適用の考え方と整合を図り、法定有害物質である当該項目の排水指定事業場排水基準を定めることが適切である。

また、当該項目に係る地下浸透要件については、法に基づく検定方法等に変更がなことから、これまでどおりと同じ検定方法等とすることが適切である。

(2) 法定外有害物質（農薬）

ア 排水指定事業場排水基準

指針の改正により、対象農薬の指針値が設定、変更及び削除されたことから、従前の生環条例の考え方を踏襲し、及び指針に基づく指針値の適用の考え方と整合を図り、法定外有害物質である農薬の排水指定事業場排水基準を設定、変更等することが適切である。

イ 地下浸透要件

アの法定外有害物質（農薬）の排水指定事業場排水基準の設定等に当たり、地下浸透要件についても、従前どおり、設定等することが適切である。

4 排水指定事業場排水基準等の改正案

(1) 法定外有害物質の追加等

法定外有害物質として、アセタミプリド等29物質を追加し、イソフェンフォス等2物質を削除する。

(2) 排水指定事業場排水基準の設定等

ア 法定有害物質

法定有害物質（1,1-ジクロロエチレン）の排水指定事業場排水基準として、「特別排水規制水域」に係るものを0.1mg/Lとし、「その他の水域」に係るものを1mg/Lに改める。

イ 法定外有害物質

法定外有害物質（農薬）の排水指定事業場排水基準を次のとおり改める。

(ア) アセタミプリド等26物質

指針で新たに追加された29物質のうち、次の3物質を除く26物質について、「その他の水域」における基準を指針値と同じ値に設定し、「特別排水規制水域」については、その10分の1の値とする。

a 法定有害物質であるシマジン

b 同種の物質が法定外有害物質であるイミノクタジンアルベシル酸塩及びメタラキシルM（法定外有害物質の種類の改正）

(イ) アセフェート等17物質（変更）

指針で変更があった18物質のうち、法定有害物質であるチウラムを除く17物質について、「その他の水域」における基準を指針値と同じ値に改め、「特別排水規制水域」については、その10分の1の値とする。

(ウ) イソフェンフォス等2物質（削除）

法定外有害物質から除くため、当該物質に係る排水指定事業場排水基準を削除する。

(3) 地下浸透要件の設定等

新たに設定する法定外有害物質の検定方法及び当該検定方法による数値（検出下限値）として、指針と同じ検定方法及び当該検定方法により検出される値に設定し、法定外有害物質から除く2物質について、当該要件を削除する。

5 排水指定事業場排水基準等の改正に伴う事業場への影響

(1) 法定有害物質（1,1-ジクロロエチレン）

現在、特別排水規制水域の指定はなく、さらに基準を厳しくするものではないため、関係事業場による対応（排水処理施設の整備等）は不要と考えられる。

(2) 法定外有害物質（農薬）

県内には約60のゴルフ場があるが、指針値を超過したゴルフ場はないことから、事業者による新たな対応は不要と考えられる。